

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る利用促進策について (お知らせ)

財務省関税局・税関においては、更なる貿易円滑化の観点から、通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の促進に取り組んでおります。

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に係る利用促進策として、本年3月17日より、下記の事項について実施することとしましたのでお知らせします。

平成29年の次期NACCS稼働時に『通関手続に係る電子手続の原則化』を実現することとしており、通関関係書類は原則として電磁的記録により提出していただくことを予定しておりますので、これを見据えた事前準備を進めて頂くようお願い致します。

記

1. 申告添付登録（MSX）業務の添付ファイルの容量の拡大

【全ファイルの合計容量3MBは変更なし】

1ファイルあたりの容量を、500KBから1MBに倍増します。

2. 関税関係法令以外の法令（他法令）に係る確認書類の提出の簡素化

中古自動車の輸出申告に際して、NACCSの輸出申告内容とMOTAS(注)情報とがシステム内で一致（突合）した場合は、「輸出抹消仮登録証明書等」（以下「証明書等」という。）の他法令確認書類の申告添付登録（MSX）業務による提出又は証明書等の原本の提示を不要とします。

なお、システム内で一致しなかった（不突合）場合は、これまでどおり、証明書等の原本を税関に提示する必要がありますが、この場合、税関より原本を提示するよう連絡します。

(注) MOTASとは、国土交通省が所管する「自動車登録検査業務電子情報処理システム」である。

3. EPA税率を適用するための原産品申告書等の電子化

本年1月15日より、EPA税率を適用するための「メキシコ、スイス、ペルー協定に基づく認定輸出者が行う原産地申告」及び「オーストラリア協定に基づく原産品申告書」について、電磁的記録による提出を可能とし、原則として原本提出を不要としております。



通関業者、輸出入者の皆様へ

平成27年3月
関税局・税関

通関関係書類の電子化・ペーパーレス化に関するお知らせ

平成29年の次期NACCSの稼働を見据えた事前準備を！

次期NACCS稼働時に『通関手続に係る電子手続の原則化』を実現し、通関関係書類は、原則として電磁的記録により提出していただく予定です。

通関業者の皆様へ！

NACCSの『申告添付登録（MSX）業務』の利用をお願い致します。

【メリット】

NACCSの『申告添付登録（MSX）業務』を利用して通関関係書類を電磁的記録により提出することにより、書類の迅速な提出が可能となり、書類提出に要する時間の短縮、経費の削減（用紙代、ガソリン代など）が図れます！

輸出入者の皆様へ！

通関関係書類の電子化及び通関業者への電磁的記録による書類の送付をお願い致します。

【メリット】

電磁的記録により通関業者に書類を送付した場合、通関業者の皆様はそのまま『申告添付登録（MSX）業務』に利用できるため、書類の迅速な提出が可能となり、結果的に申告から許可までの時間が短縮し、迅速な通関が実現します！

経営者の皆様へ！

平成29年の『通関手続に係る電子手続の原則化』を見据え、システム対応等（net-NACCSの利用、スキャナの配備など）の事前準備を進めて頂くようお願い致します。

【メリット】

通関関係書類をNACCSの『申告添付登録（MSX）業務』を利用して税関に提出することにより、業務効率の向上・経費の削減を図ることができます！

◆通関関係書類の電子化に関するお問い合わせは、税関のホームページまで

通関関係書類 電子化

検索

<http://www.customs.go.jp/news/news/paperless/index.htm>

◆NACCSの利用に関するお問い合わせは、NACCSセンターのホームページまで

NACCS 利用

検索

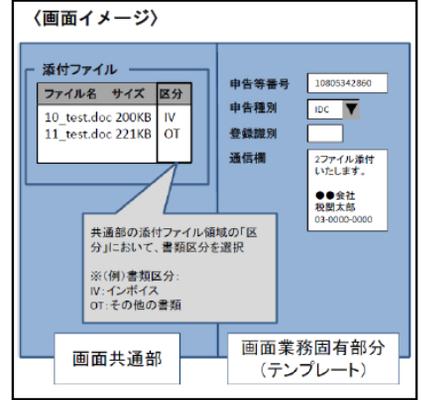
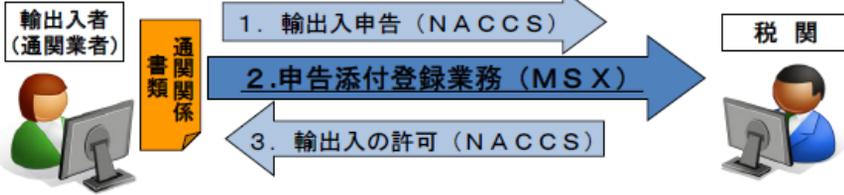
<http://www.naccs.jp/>



【参考1】申告添付登録(MSX)業務

- ・申告添付登録(MSX)業務とは、インボイス、運送状、保険料明細書等の通関関係書類をPDF等の電磁的記録で提出することができるNACCSの業務です。
- ・添付ファイルの容量制限は、1ファイルあたり1MB(※)、合計3MBです。
※平成27年3月17日より、1ファイルあたりの容量を 500KBから1MBに倍増

(参考)カタログ等参考資料については「添付ファイル登録(MSB)業務」により提出することが可能です。MSXとMSBの両方の業務を活用すれば、添付容量を分散することができるため容量制限(合計3MB)超過を抑えることができます。



NACCS MSX申告添付登録 検索

【参考2】通関関係書類の電子化・ペーパーレス化の工程表

- ・平成29年度の次期NACCSの稼働時までには、通関手続に係る電子手続の原則化を目指す。
- ・官民が連携して通関手続の電子化・ペーパーレス化の一層の推進と、民間間の貿易取引の電子化の推進に取り組む。

時期	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
施策		7月 10月	9月10月	11月			10月 平成29年度次期 NACCS稼働時期
通関関係書類の電子化・ペーパーレス化		通関関係書類のPDF等の電磁的記録による提出の検討		PDF等の電磁的記録による提出の実施		PDF等による提出対象書類の拡大、提出状況を踏まえた改善策の実施	通関手続に係る電子手続の原則化 (電子化・ペーパーレス化の完成)
				他省庁の輸出入手続の電子化の推進・NACCSとの連携			
				原本性が求められる書類の提出方法に係る検討		順次実施	
				マニュアル申告(書面による申告)の縮小に向けた環境整備(窓口電子申告端末の増設、net-NACCSの利用の促進等)			
通関関係書類の簡素化				区分1に係る通関関係書類の原則提出省略			
				AEO輸入者又はAEO通関業者が加工再輸入減税制度を利用して行う輸入申告に係る減税手続の書類簡素化			
				通関関係書類の必要性について点検、更なる簡素化や提出省略の可否を検討			順次実施
民間企業等の貿易関連書類の電子化				電子インボイス業務の改善(桁数・欄数の増加)			
				電子インボイス業務の更なる利用促進策(利用対象者の拡大を含む)の検討・順次実施			
				民間企業等で使用される書類の電子化の検討			順次実施
輸出入申告官署の自由化				輸出入申告官署の自由化に係る基本的方向性の検討			
				輸出入申告官署の自由化に向けた具体的な検討 ・関係者への周知・情報提供 ・AEO事業者へのアンケート調査による動向把握 等			順次実施